平成２８年（フ）第１３８号
岡山県総社市泉15番地54、旧住所東京都港区赤坂６丁目２番12―605号
債務者　芝崎　将克
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
岡山県倉敷市玉島３丁目７番５号
債務者　出口　五子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
岡山県倉敷市平田269番地８
債務者　大倉　僚介
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４７９号
福岡県中間市長津２丁目14番５号
債務者　内田　光信
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０号
北海道北見市北進町４丁目２番30号　コーポすみれ101号
債務者　皆月タエ子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第８８６号
さいたま市浦和区神明１丁目７番22号　ＫハイツＡ101
債務者　澤畠　啓子（旧姓熊島）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
熊本市東区御領８丁目８番２号　グランツＡ105号、前住所滋賀県東近江市五個荘小幡町822番地２　プラシードⅡ105号室
債務者　森内　裕樹
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９９０号
さいたま市南区文蔵３丁目34番９号　ラ・メゾンクレール101号室
債務者　清水もり江
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１００１号
さいたま市岩槻区大字増長117番地１
債務者　野間　政行
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８７号
埼玉県春日部市大畑743番地１　エクレールⅡ―105
債務者　桑原　美枝
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４４２号
埼玉県越谷市東越谷２丁目12番地18　ジュネパレス第２　201号
債務者　錦織　未於
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４５３号
埼玉県草加市金明町781番地１　ライブラリＭｕｍ草加107号、旧住所埼玉県草加市氷川町684番地　中原コーポＢ―205号
債務者　中原　和彦
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
埼玉県行田市大字犬塚1368番地
債務者　堀内　敏史
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１９７号
埼玉県行田市本丸22番19号
債務者　田代　智彦
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１３号
埼玉県東松山市松山町３丁目５番５号　レオパレスサザンクロスＡ204号室
債務者　渋谷　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２２３号
埼玉県熊谷市石原３丁目195番地１　石原ケーシーハイツ102号、旧住所埼玉県行田市大字持田2438番地１　トロイメライＡ203
債務者　紫藤　伸之
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２４８号
埼玉県児玉郡神川町大字元原161番地１　あずま荘10号、旧住所群馬県吾妻郡草津町大字草津272番地135
債務者　平野　　薫（旧姓早部）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部